

道路上に設置した 乗り入れブロックの (段差解消)

撤去をお願いします。



歩道と車道の段差や敷地と道路との段差に、段差解消を目的とした乗り入れブロックや鉄板などを設置することは、**道路法違反**です。

これは、乗り入れブロックなどの設置が原因で、歩行者や自転車、バイクの転倒事故につながる危険性があるためです。乗り入れブロックなどが原因で事故が起きた場合、**設置者(所有者または使用者)の責任が問われる**場合もあります。

全ての人が安全にそして安心して道路を通行できるよう、道路上に設置した乗り入れブロックなどの構造物撤去をお願いします。



路上に置かれた乗り入れブロック

歩道の段差解消が必要な場合は…

車庫への出入りなどのために歩道の段差を解消する必要がある場合は、歩道の**切り下げ工事**を行うことができます。

ただし、工事を行う費用は**自己負担**となり、**事前に申請**が必要です。

なお、歩道の切り下げは、1住宅につき原則1カ所までで、切り下げ幅は、乗用車の出入りで原則4メートルです。地形によって異なる場合もあります。

歩道の段差解消が必要な場合は、道路管理課道路管理担当(市役所3階)に相談してください。



切り下げ工事後

問い合わせ・相談先

春日市役所 道路管理課 道路管理担当
電話:092-584-1111(代) FAX:092-584-1143